

第 5 回 EPA活用推進会議

2 0 2 4 年 3 月

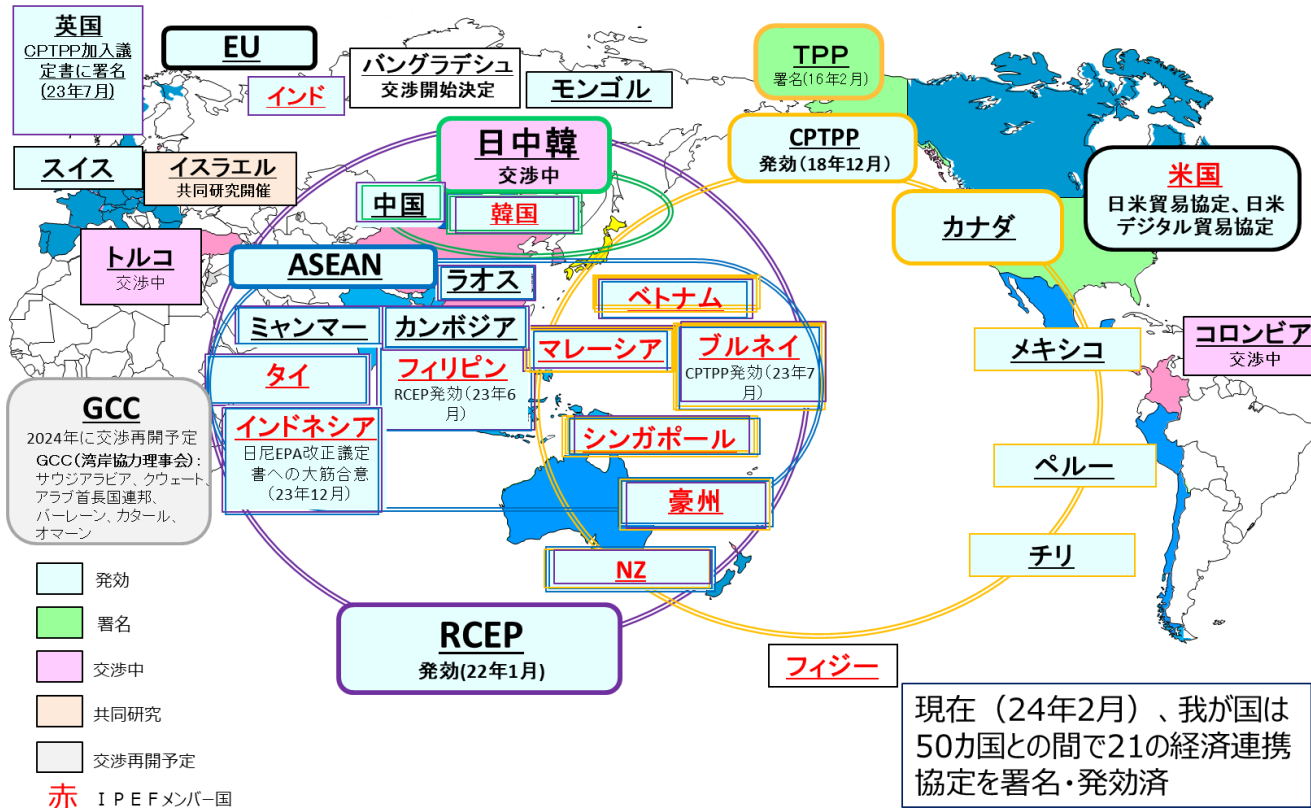
經濟産業省

通商政策局經濟連携課

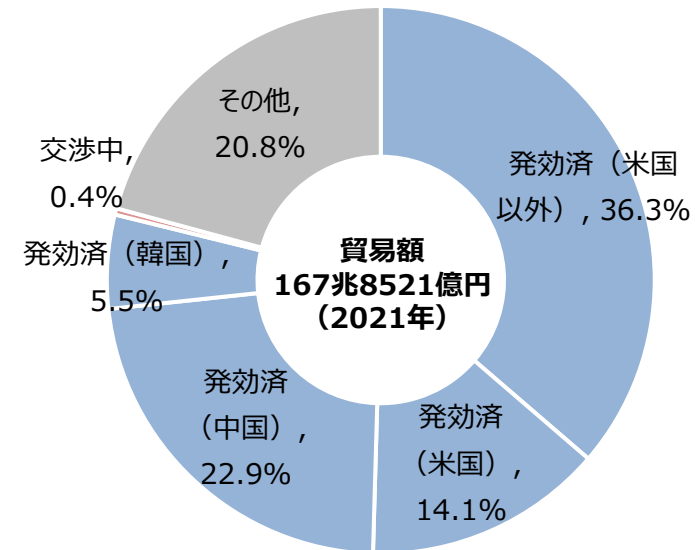
日本の経済連携の推進状況

- ドーハラウンドの停滞以降、各国は経済連携協定による特定国との貿易促進を指向。
- 現在、我が国は50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済。
- RCEP発効後のFTA等カバー率は、約8割(2023年8月時点)
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。RCEPは2022年1月に発効。

＜日本の経済連携の推進状況＞



＜日本の各国との貿易総額の割合＞



現在（24年2月）、我が国は50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済

参考：投資関連協定に関する日本の取組状況（2024年2月現在）

■発効済（ ）：発効年 ※プレ規律と保護規律

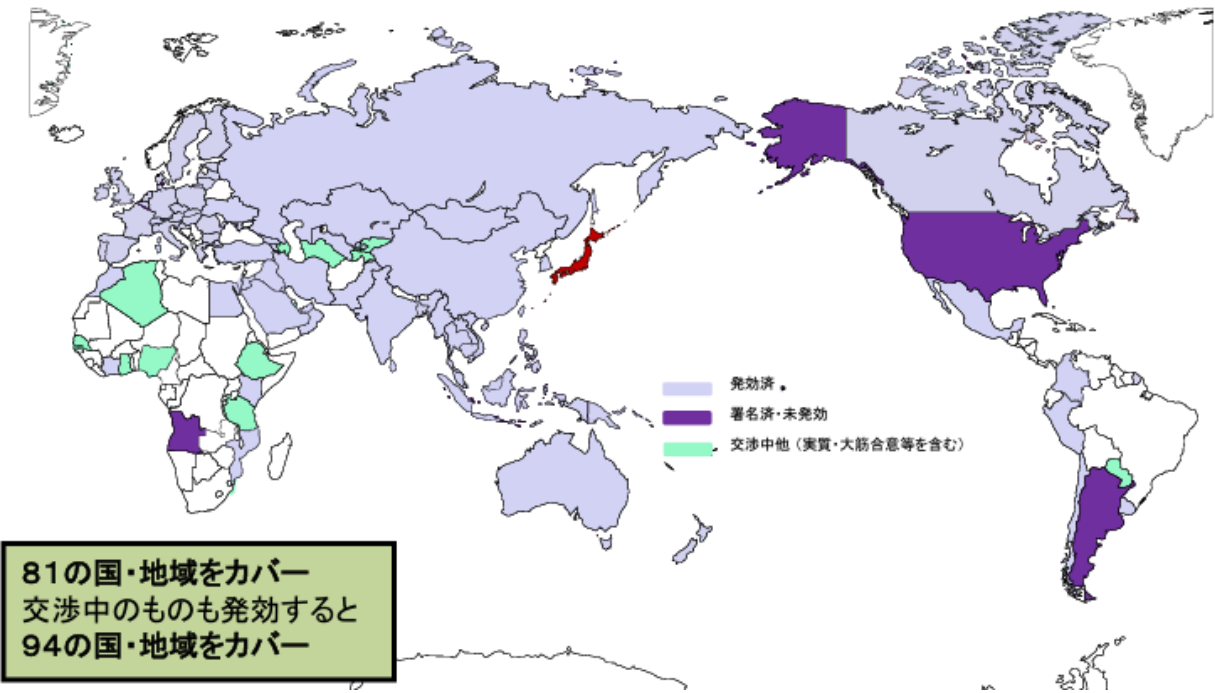
投資協定	
1 エジプト(1978)	19 ミャンマー(2014)※
2 スリランカ(1982)	20 モザンビーク(2014)※
3 中国(1989)	21 コロンビア(2015)※
4 トルコ(1993)	22 カザフスタン(2015)
5 香港(1997)	23 ウクライナ(2015)
6 パキスタン(2002)	24 サウジアラビア(2017)
7 バングラデシュ(1999)	25 ウルグアイ(2017)※
8 ロシア(2000)	26 イラン(2017)
9 韓国(2003)※	27 オマーン(2017)
10 ベトナム(2004)※	28 ケニア(2017)
11 カンボジア(2008)※	29 イスラエル (2017)※
12 ラオス(2008)※	30 アルメニア (2019)※
13ウズベキスタン(2009)※	31 ヨルダン (2020)
14 ペルー(2009)※	32 アラブ首長国連邦(2020)
15 パプアニューギニア(2014)	33 コートジボワール (2021)※
16 クウェート(2014)※	34 ジョージア (2021) ※
17 イラク(2014)	35 モロッコ (2022)
18 日中韓(2014)	36バーレーン (2023)

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA	
1 シンガポール(2002)※	10 インド(2011)※
2 メキシコ(2005)※	11 豪州(2015)※
3 マレーシア(2006)※	12 モンゴル(2016)※
4 チリ(2007)※	13 CPTPP(2018)※
5 タイ(2007)※	14 EU (2019) (プレ規律のみ)
6 ブルネイ(2008)※	15 日ASEAN包括的経済連携 (2020) ※
7 インドネシア(2008)※	16 英国(2021) (プレ規律のみ)
8 フィリピン(2008)※	17 RCEP*(2022)※
9 スイス(2009)※	

*RCEP：東アジア地域包括的経済連携協定

- 署名済
- ・ TPP：環太平洋パートナーシップ（2016年2月署名、承認済）※
 - ・ アルゼンチン（2018年12月署名、承認済）※
 - ・ アンゴラ（2023年8月署名、未承認）※



■交渉中（未署名）

投資協定	投資規律を含むEPA/FTA
1. アルジェリア	1 GCC（2024年交渉再開予定）
2. カタール	2 日中韓
3. ガーナ	3 トルコ
4. タンザニア	
5. トルクメニスタン	
6. セネガル	
7. キルギス	
8. ナイジェリア	
9. ザンビア	
10. エチオピア	
11. タジキスタン	
12. EU *	
13. パラグアイ	
14. アゼルバイジャン	

*投資保護規律・投資紛争解決について交渉

インド太平洋経済枠組み（IPEF）概要

- 2021年秋、バイデン大統領が、東アジアサミット及びAPEC首脳会合において、構想を発表。
- 2022年5月、米国は、バイデン大統領訪日時に立上げを発表。レモンド商務長官・タイ通商代表が閣僚級会合も開催。 ※IPEF参加国：米国、日本、豪州、NZ、韓国、インド、フィジー、ASEAN 7 か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の計14か国（※インドは貿易分野のみ不参加）
- 2022年9月閣僚会合（於：LA）にて全14か国で、交渉入りに合意。
- 2023年5月閣僚会合（於：デトロイト）にて、「IPEFサプライチェーン協定」の実質妥結と「域内水素イニシアティブ」の立ち上げを発表。
- IPEFの具体化等を通じて、米国の地域への関与を高めつつ、ルールと協力の両輪で、地域大の自由・公正・包摂的な経済秩序を形成していく。
- 2023年11月閣僚会合（於：サンフランシスコ）にて、「IPEFサプライチェーン協定」の署名、柱3・4の実質妥結を発表。
- 2024年2月、「IPEFサプライチェーン協定」が発効。

※IPEFには関税交渉が含まれない。

4つの協力分野

貿易（ピラー 1）

- ✓ 労働
- ✓ 環境
- ✓ デジタル経済
- ✓ 農業
- ✓ 競争政策
- ✓ 透明性及び良き規制慣行
- ✓ 貿易円滑化
- ✓ 包摂性
- ✓ 技術支援及び経済協力

クリーン経済（ピラー 3）

- ✓ エネルギー安全保障とトランジション
- ✓ 低減が困難な部門での温室効果ガス排出削減
- ✓ 持続可能な土地利用及び海洋の解決策
- ✓ 温室効果ガス削減のための革新的技術
- ✓ クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

サプライチェーン（ピラー 2）

- ✓ 重要セクター及び物品に関する基準の策定
- ✓ 重要セクター及び物品の強靱性と投資の強化
- ✓ 情報共有及び危機対応メカニズムの構築
- ✓ サプライチェーン・ロジスティックスの強化
- ✓ 労働者の役割の強化
- ✓ サプライチェーン・透明性の向上

公正な経済（ピラー 4）

- ✓ 腐敗防止
- ✓ 税
- ✓ キャパシティ・ビルディング及びイノベーション
- ✓ 協力
- ✓ 包摂的な連携及び透明性。

EPA活用推進に係る施策の進捗と今後の方向性

- 第2回推進会議において指摘された15の課題に関する取組状況を整理。
- 「標準化・デジタルツール関連」の取組は大きく進展。具体的には、「④自動車以外へのJAFTAS展開 & 機能追加」、「⑤ HSコードサポート機能の開発」、「⑥業界別マニュアル／プロセス・フォーマット標準化」が完了したため、今後は、業界に周知していくフェーズに移行。
- 「普及・啓発」は、業界団体の協力を得つつ、よりきめ細かく実施していきたい。
- 「制度・運用改善」も、着実に進展。引き続き、政府が中心となり、取組を推進していく。具体的なニーズが見え次第、着手する項目もあり。

取組事項		民・・・民間	シ・・・システム	官・・・官庁	ステータス
普及・啓発 (田中氏、清水氏、 星野氏、元杭氏)	① 経営層/事業部長への適切なアウトリーチ			官 民	着手
	② 中小企業向け個別支援拡充			官 民	着手
	③ 通商教育の充実と人材育成			官 民	着手
標準化・ デジタルツール関連 (元杭氏、河田氏)	④ 自動車以外へのJAFTAS展開 & 機能追加 & 業界への周知		シ	民	開発が完了し、 今後は周知 フェーズへ
	⑤ HSコードサポート機能の開発 & 業界への周知		シ	民	
	⑥ 業界別マニュアル／プロセス・フォーマット標準化 & 業界への周知		シ	民	
	⑦ 日商システム／JAFTAS／NACCS連携		シ		着手
	⑧ 中小企業へのデジタルツール導入費支援			民	着手
	⑨「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨			官 民	着手
制度・運用改善 (清水氏、梅林氏、加納氏)	⑩ 累積活用の具体的手続整備			官	未着手
	⑪ 遡及還付制度活用の具体的手続情報整備・明確化			官	着手
	⑫ 輸出先税関トラブル（含：3国間FTA）への対応			官 民	随時実施中
	⑬ あるべき原産証明主体の整理			官 民	完了
	⑭ 原産判定基準/条件明確化			官 民	着手
	⑮ より活用しやすい原産地規則・手続に係る官民の情報共有			官	未着手

- ・各発表に対する質疑応答・意見交換
- ・各業界の進捗状況と課題
- ・経営層向けのメリットの訴求

各業界の進捗状況と課題

- 各業界において、業界に応じた普及啓発・課題特定・対策等を率先して実施中。

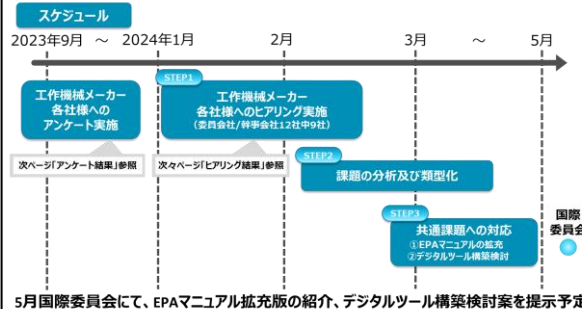
- EPA利用状態の層別とアプローチ

- ① EPAを知らない 14社
⇒ 経産省「EPA相談デスク」を紹介
「EPA初心者向けワークショップ」視聴へ誘導
- ② EPAは知っているが利用していない 15社
減免効果が小さくて利用していない、輸出ボリュームが
小さい（輸出比率10%未満・輸出頻度が年数回）会員
以外を対象に
⇒ 「業界別EPA運用マニュアル」を紹介
マニュアル紹介セミナー動画を紹介
JAFTASを紹介
- ③ 輸出先から要求されたらEPAを利用する 14社
⇒ なぜ消極的な利用なのか
14社対象にアンケート調査実施（2023年8月）

6

成果物を活用した業界の取り組み

- 工作機械業界の「EPAをもっと簡単に」することをプロジェクトゴールとして、アンケート及びヒアリングを実施。現場に寄り添った課題への対応策（来期活動方針）を検討中



是

③普及啓発（日本建設機械工業会）

- 活動② EPA利用効果の見える化

EPA利用による関税の削減効果額を効率的に実施できるツールを準備し、建機工会員企業向けのページで公開しました。

[illegible]

早見表の活用効果

建機工会員ページで公開中

主な建機産品（アンケートで募集）について、
 ✓MFN税率とEPA税率から関税削減の税率が分かる
 ✓品目別原産地規則が分かる
 →EPA利用効果額の算出がしやすいくなる
 →協定（税率と原産地規則）を比較して最も適切なEPAを選択できる



6 |

(一社) 日本印刷産業機械工業会

(一社) 日本工作機械工業会

(一社) 日本建設機械工業会

EPA利用のメリット

- 経営層向けには、EPA利用のメリットのどのような点を訴求すると良いか。

輸入者への価格交渉の材料に！

特に高関税率が課される産品については、EPAを利用することで、顧客との交渉材料に使うことも考えられます！

- EPAによる関税削減効果を、輸入者との価格交渉の材料として活用
- 輸入者からの値引き要求への代案として提案
- 輸入者が受けた削減額の還元



生産者・サプライヤーへの間接的な恩恵

輸出品の直接の輸出者のみならず、生産のみを行っているものづくり企業や、その部品のサプライヤーにまで以下の効果が期待できます！

- 販売量の増加に伴う受注量増
- 供給部品・材料の発注増



マルチ協定の利活用促進について

- CPTPPへの英国加入によって、新たに向上した市場アクセスについて
- RCEPにおける原産地証明制度の利便性について

CPTPPにおける日本から英国への市場アクセス

- ① 即時撤廃率98.2%
- ② 日英EPAによる自由化を更に前倒しする関税撤廃品目総計95品目
(例) 建機用等タイヤ(約22億円、発効時即時撤廃)、モニターの一部(約66億円、27年1月撤廃)
- ③ 品目別原産地規則において、乗用車は控除方式55%と純費用方式45%を選択可能(日英EPAは控除方式55%)

RCEPの原産地証明制度の利点

- ① 「第三者証明制度」「認定輸出者自己証明制度」「自己申告制度(※)」を選択可能
(※) 現時点での対象国は豪州・NZ、その他については順次導入予定。
 - ・ 発給コスト・リードタイムなども踏まえ、申請者の利便性に応じて証明制度の選択が可能
- ② 締約国内での原産地証明書の汎用性が高い
 - ・ 全ての締約国において原産地規則が共通のため、第三者証明制度を利用する際に一つの判定を用いて異なる締約国向けに原産地証明書を発給申請することが可能
 - ・ 連続する原産地証明の活用により、域内での物流効率化を図ることが可能
- ③ 第三者証明制度において、全ての締約国向けにPDF形式の原産地証明書が発給できる